

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年3月30日
【事業年度】	第16期（自平成28年1月1日至平成28年12月31日）
【会社名】	株式会社セルシード
【英訳名】	CellSeed Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 せつ子
【本店の所在の場所】	東京都江東区青海二丁目5番10号テレコムセンタービル
【電話番号】	03-6380-7490
【事務連絡者氏名】	取締役 最高財務責任者 兼 管理部門長 小野寺 純
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区青海二丁目5番10号テレコムセンタービル
【電話番号】	03-6380-7490
【事務連絡者氏名】	取締役 最高財務責任者 兼 管理部門長 小野寺 純
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
売上高 (千円)	75,155	105,769	86,325	193,118	100,673
経常損失() (千円)	842,231	581,921	577,036	531,523	1,415,613
親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	913,296	584,588	582,699	535,253	1,414,255
包括利益 (千円)	870,753	489,516	577,854	587,583	1,464,575
純資産額 (千円)	94,823	2,536,302	2,817,452	2,389,727	1,164,448
総資産額 (千円)	374,250	2,784,627	3,051,322	2,489,538	1,343,516
1株当たり純資産額 (円)	15.22	309.70	324.80	267.73	124.56
1株当たり当期純損失金額() (円)	161.78	81.75	67.49	61.56	154.94
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	24.4	90.9	92.3	95.5	85.4
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	769,994	499,510	609,144	675,669	852,027
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	30,043	7,233	1,491	275,003	342,997
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	429,065	2,886,416	838,541	151,697	232,650
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	239,525	2,688,727	2,921,463	2,067,607	1,056,389
従業員数 (人)	20	18	20	28	33

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

4 株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

5 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より「当期純損失()」を「親会社株主に帰属する当期純損失()」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
売上高 (千円)	75,155	105,769	86,325	193,118	100,673
経常損失 () (千円)	825,785	608,084	580,174	562,979	1,413,163
当期純損失 () (千円)	896,850	609,704	585,403	566,497	1,430,838
資本金 (千円)	3,413,696	4,877,807	5,310,466	2,852,583	2,969,436
発行済株式総数 (株)	6,008,666	8,169,419	8,674,419	8,884,419	9,214,419
純資産額 (千円)	183,109	2,504,400	2,778,001	2,371,361	1,179,819
総資産額 (千円)	747,647	2,740,371	2,989,313	2,482,111	1,360,311
1株当たり純資産額 (円)	29.91	305.79	320.26	265.67	126.23
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失金額 () (円)	158.87	85.27	67.81	65.15	156.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	24.0	91.1	92.9	95.1	85.5
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	17	15	19	28	33
〔外、平均臨時雇用者数〕 (人)	〔-〕	〔-〕	〔-〕	〔-〕	〔-〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

4 株価収益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

2【沿革】

年月	事項
平成13年5月	細胞シート工学に基づく再生医療製品・再生医療支援製品の研究開発を主な目的として、東京都新宿区市谷仲之町に株式会社セルシードを設立。
平成13年7月	東京都新宿区住吉町に本店を移転。
平成14年7月	東京都新宿区新宿六丁目に本店を移転。
平成16年1月	超低付着性細胞培養器材HydroCell、細胞回収用温度応答性細胞培養器材RepCellの販売を開始。
平成17年1月	東京都新宿区若松町に本店を移転。
平成19年9月	細胞シート回収用温度応答性細胞培養器材UpCellの国内販売を開始。
平成20年10月	連結子会社CellSeed Europe SARL（本社フランス・リヨン、現 CellSeed France SARL）を設立。
平成22年3月	ジャスダック証券取引所NEO（現 東京証券取引所JASDAQグロース）に株式上場。
平成22年6月	イギリス・ロンドンに連結子会社CellSeed Europe Ltd.を設立。 CellSeed Europe SARL（本社フランス・リヨン）の商号をCellSeed France SARLに変更。
平成24年12月	東京都新宿区原町に本店を移転。
平成26年4月	大日本印刷株式会社と細胞培養器材 製造委託基本契約を締結。
平成27年5月	スウェーデンに連結子会社CellSeed Sweden AB（本社スウェーデン・ストックホルム）を設立。
平成28年3月	東京都江東区青海（現所在地）に本店を移転
平成28年11月	東京都江東区青海に細胞シート細胞培養施設を設置
平成28年12月	CellSeed France SARLを清算結了
平成28年12月	CellSeed Europe Ltd.を休眠会社化

3【事業の内容】

当社グループは、当社（株式会社セルシード）及び欧州における細胞シート再生医療製品の研究開発を行う子会社（CellSeed Sweden AB）の2社により構成されております。

当社グループは、日本発の「細胞シート工学」を基盤技術とし、この技術に基づいて作製される「細胞シート」を用いて従来の治療では治療できなかった疾患や障害を治す再生医療アプローチである「細胞シート再生医療」の世界普及を目指して、以下の2つの事業を展開しております。

(1) 「再生医療支援事業」

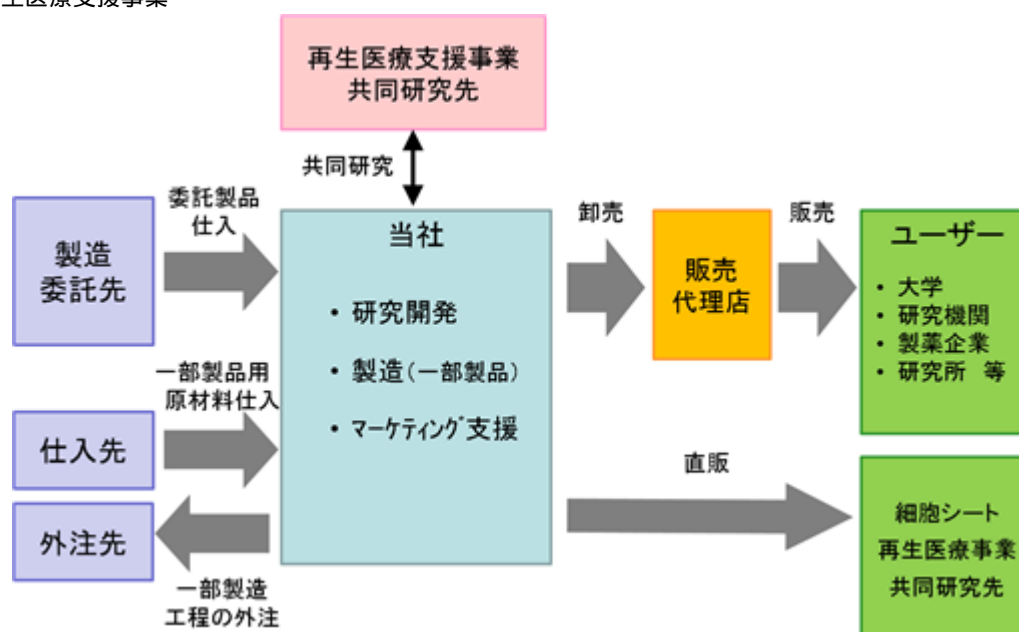
細胞シート再生医療の基盤ツールである「温度応答性細胞培養器材」及びその応用製品の研究開発・製造・販売を通じて、再生医療の研究開発を支援する事業（当社が推進）

(2) 「細胞シート再生医療事業」

細胞シート再生医療製品及びその応用製品の研究開発・製造・販売を通じて、細胞シート再生医療の普及を推進する事業（当社及びCellSeed Sweden ABが推進）

系統図は次のとおりであります。

(1) 再生医療支援事業



(2) 細胞シート再生医療事業

細胞シート再生医療事業では患者自身（自己細胞）あるいは患者以外（同種細胞）から必要な細胞を少量採取し、それを当社が開発した温度応答性細胞培養器材で培養して組織を作り、患者に提供するというものです。

細胞シート再生医療事業は現在事業化準備段階にあり、当社は細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化を目的とした他社との協力体制等も視野に入れ、その実現を目指しております。従いまして事業系統図は、上述の状況等を踏まえた上で具体化していく内容となることから現段階において事業系統図は記載しておりません。

4【関係会社の状況】

名称	住所	出資金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) CellSeed Sweden AB	スウェーデン ・ストックホルム	6,800千クローナ	細胞シート 再生医療事業	100.0	役員兼任1名、 業務委託・受託

(注) 1. 平成28年12月にCellSeed France SARLについては清算し、CellSeed Europe Ltd.は休眠会社といたしました。

2. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
再生医療支援事業	7
細胞シート再生医療事業	16
全社(共通)	10
合計	33

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

2 当社グループは事業種類別の経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数種類の事業に従事することがあります。

3 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

平成28年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
33	43.5	2.9	6,297,883

セグメントの名称	従業員数(人)
再生医療支援事業	7
細胞シート再生医療事業	16
全社(共通)	10
合計	33

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 当社は事業種類別の経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数種類の事業に従事することがあります。

4 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておられません、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、各種政策の効果などを背景に企業収益が好調に推移し、景気は緩やかな回復基調となりました。一方、海外においては、新興国や資源国経済の減速、米国経済の動向や英国のEU離脱問題など依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く医療業界におきましては、日本企業が関連するM & A（合併・買収）の件数が平成28年に初めて100件の大台を超えて過去最高水準となりました。業種を越えて医療分野へ参入する動きが活発な状況であり、医療を成長分野と位置づける企業の多さが伺えました。

このような環境のもと、当社グループは細胞シート再生医療事業において、平成28年8月に食道再生上皮シートの治験を開始いたしました。一方で、現在の欧州での研究開発状況を踏まえ、当社グループ体制の組織改編を実施し、これまで角膜再生上皮シートの開発を主目的として活動して参りましたCellSeed France SARLについては清算いたしました。また、細胞シート再生医療医薬品開発・販売等を主目的として活動して参りましたCellSeed Europe Ltd.については、イギリスEU離脱に伴う今後の当社欧州販売戦略拠点としての優位性の有無や欧州医薬品庁（現所在地はロンドン）の動向等を見据えることとして休眠会社といたしました。なお、食道再生上皮シートを中心に開発を推進しておりますCellSeed Sweden ABについては特に変更はございません。また、細胞シート製造を安定的かつ迅速に推進することを目的として、東京都江東区に細胞培養施設を設置いたしました。

このような活動を行った結果、当連結会計年度の売上高は100,673千円（前連結会計年度比92,445千円の減少）、営業損失は1,413,874千円（前連結会計年度比845,807千円の増加）、経常損失は1,415,613千円（前連結会計年度比884,090千円の増加）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,414,255千円（前連結会計年度比879,002千円の増加）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

再生医療支援事業

温度応答性細胞培養器材を中心とした器材販売活動を推進いたしました。また更なる器材事業拡充を目指し、新規器材の研究開発に取り組みました。一方で、当社の主要顧客先である大学・研究機関において、一部研究費削減の動きが見受けられ、第3四半期以降の当社販売製品を取り巻く市場環境は前年に比して厳しい状況となりました。

平成28年3月には、テルモ株式会社（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長新宅 祐太郎、以下「テルモ」という。）との細胞培養器材に関する取引基本契約を締結しました。当社は、テルモが再生医療等製品に係る保険適用決定を受けた「ハートシート」に含まれる当社製品（温度応答性細胞培養器材）について、当社市販製品（研究開発用途に限定）とは異なる、テルモの定めた特別仕様製品を安定的に提供いたします。

このような活動を行った結果、売上高は50,673千円（前連結会計年度比29,945千円の減少）、営業損失は87,520千円（前連結会計年度比43,009千円の増加）となりました。

細胞シート再生医療事業

細胞シート再生医療事業では、優先的に自社開発を推進する細胞シート再生医療パイプラインとして食道再生上皮シート及び軟骨再生シートを設定し、日本での当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化を目指し研究開発を推進しております。

当社は、食道再生上皮シートパイプラインでは国立がん研究センター中央病院、国立がん研究センター東病院並びに東京女子医科大学病院にて平成28年8月より治験を開始いたしました。軟骨再生シートパイプラインでは共同研究先である東海大学医学部と引き続き開発を推進いたしました。また細胞シート製造を安定的かつ迅速に推進することを目的として、細胞培養施設（CPC）を設置するなど、当社細胞シート再生医療事業第1号製品の早期事業化実現へむけた活動を進めて参りました。

また平成28年12月に、台湾の店頭公開企業であるMetaTech社と台湾での細胞シート再生医療事業の導出へ向けた協議を開始し、まず第1段階として当社が導出検討着手金を受領する契約を締結しました。

このような活動を行った結果、売上高は50,000千円（前連結会計年度比62,500千円の減少）、営業損失は1,029,929千円（前連結会計年度比793,385千円の増加）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前連結会計年度末に比べて1,011,217千円減少し、1,056,389千円となりました。当連結会計年度に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動に使用した資金は852,027千円（前連結会計年度比176,358千円の支出増）となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失を1,415,613千円計上したことなどによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は342,997千円（前連結会計年度比67,994千円の支出増）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出343,622千円などによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果獲得した資金は232,650千円（前連結会計年度比80,952千円の収入増）となりました。これは、新株予約権の行使による新株の発行による収入232,650千円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメント	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	前年同期比(%)
再生医療支援事業(千円)	50,673	37.1
細胞シート再生医療事業(千円)	50,000	55.5
合計(千円)	100,673	47.8

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 最近2連結会計年度の主要な輸出先及び輸出版売高並びに割合は、次のとおりであります。

なお、()内は販売実績に対する輸出高の割合であります。

輸出先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
アジア	-	-	50,720	80.2
欧州	18,881	14.3	12,176	19.3
米国	112,801	85.7	349	0.5
合計	131,682 (68.2%)	100.0	63,246 (62.8%)	100.0

3 最近2連結会計年度の主要な販売先及び販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
MetaTech(AP) INC.	-	-	50,000	49.7
フナコシ(株)	22,970	11.9	21,812	21.7
Thermo Fisher Scientific Inc.	19,151	9.9	12,176	12.1
(学)東京女子医科大学	21,488	11.1	3,074	3.1
Emmaus Medical Inc.	112,500	58.3	-	-

3【対処すべき課題】

再生医療支援事業に関する課題

再生医療支援事業の最大の課題は、対象顧客層における当社細胞培養器材の認知度向上による売上高増加であります。現在国内外の販売代理店及び自社による販促活動に注力しておりますが、特に海外においては認知度向上余地が大きいと考えられます。その施策の1つとして、新規販売代理店の開拓は喫緊の課題であると認識しております。

顧客ニーズに対応した製品ラインナップの拡充も重要な課題であります。操作性の向上を目的とした新しい器材形態の開発や培養する細胞の特性に応じた培養器材表面の調整など様々な要望が顧客から寄せられており、当社でも具体的な検討作業を進めております。

また、臨床応用用途の製品開発も重要な課題であると考えております。現在、当社が市販している製品は研究開発用途を目的とした製品が主ですが、今後は臨床研究段階や再生医療製品の製品化の際にも利用可能な製品開発も進めております。

さらに製造コストの引き下げも重要課題の1つであります。現在、市販製品については大日本印刷株式会社に製造を委託して製品の安定供給を進めつつ、製造方法の抜本的な変革を目指し製造枚数を飛躍的に増やしつつ製造コストも引き下げる検討を進めて参ります。

細胞シート再生医療事業に関する課題

(a) 細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化に関する課題

当社の使命である「細胞シート工学」という日本発の革新的再生医療技術を基盤として様々な「細胞シート再生医療」製品を開発し、その世界普及を推進するためには、当社細胞シート再生医療第1号製品を日本において早期事業化することが重要であります。当社は、まず国内での細胞シート再生医療パイプラインの開発を自社主体で推進し、販売承認取得を目指します。また製造体制・販売体制の確立を通して事業化段階をより前進させつつ、海外展開においては他社との提携等も視野に入れ、細胞シート再生医療事業の拡大を目指して参ります。

(b) 研究開発中製品パイプラインに関する課題

再生医療における細胞の培養には、細胞培養施設（CPC：Cell Processing Center）というバイオクリーンルーム設備が必要となります。当社は平成28年に当該CPCを設置いたしましたが、当該施設は平成26年11月施行の「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に準拠した設備運営実現のための体制作りが課題であります。

(c) 再生医療医薬品パイプラインの拡充に関する課題

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」の施行により、企業は医療機関からの臨床用細胞の培養の受託が可能となります。当社は、細胞培養施設を所有しない、もしくは有しながらも人的リソースの不足などから効率的な運営ができないなどの問題を抱える大学病院や医療機関などから臨床用細胞シートの製造受託が可能となり、営業収益を拡大する機会となります。しかしながら、細胞シートの培養を適正かつ安全に行うには、十分な教育を受けた技術者の育成が必要であり、また高い技能を有した細胞培養技術者の育成は品質向上につながります。当社ではこれまで培ってきた細胞シート培養の経験やノウハウを活かし、臨床用細胞シートの培養を適正かつ安全に行うための細胞培養技術者の育成を進めて参ります。

事業推進に必要な経営資源・インフラに関する課題

(a) 事業資金の確保

当社グループでは、研究開発活動の推進に伴い、運転資金、研究開発投資及び設備投資等、資金需要の増加が予想されます。このような資金需要に対応すべく当社は第三者割当増資や公募増資等を実施しましたが、今後さらにエクイティ・ファイナンス、事業提携の実現による開発中品目の上市前における収益化（一時金の獲得など）、国をはじめとする公的補助金等の活用などにより資金需要に対応して参ります。また、資金調達手段の多様化により継続的に当社グループの財務基盤の強化を図っていく方針であります。

(b) 人材の採用・育成

再生医療製品の研究開発には様々な専門スキルを有する人材が必要であります。特に細胞シート再生医療は工学・細胞生物学・化学などの学際分野に属することから多様な専門人材の採用・育成が不可欠であり、当社グループでは今後国内外での人材の確保に注力する方針であります。

また、組織規模の拡大・多様化に対応した会社組織としてのガバナンス、従業員サポート、教育の質的向上にも尽力して参ります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。リスクの発生を全て回避できる保証はありません。また、以下の記載は当社グループに関連するリスクすべてを網羅するものではありませんのでご留意ください。

なお、本項中の記載内容については、将来に関する事項は本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

再生医療支援事業・細胞シート再生医療事業の双方に共通するリスク

(a) 知的財産権に関するリスク

当社グループは研究開発活動等に必要様々な知的財産権を保有しており、これらは当社グループ所有の権利・ノウハウであるか、あるいは適法に実施許諾を受けた権利・ノウハウであると認識しております。現在当社グループでは事業に必要な特許を原則として全て自社で確保する方針を採用しており、例えば各再生医療パイプラインに関する基本的な特許については当社が出願人となって既に出願しております。さらに順次周辺特許の出願等を通じた特許網の拡充にも取り組んでおりますが、一方で出願中の特許については登録に至らない可能性が存在します。また重要なノウハウについては秘密保持契約を課すなどして管理しておりますが、第三者が独自に同様又は類似のノウハウの開発・知得に成功する可能性は否定できません。出願中特許が成立しない場合、事業に必要な特許が何らかの理由で確保できない場合、あるいは当社ノウハウと同様あるいは類似のノウハウを第三者が開発又は知得した場合、当社グループの事業戦略や経営成績及び外部企業との提携関係に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このような可能性が何らかの形で現実化した場合には当社グループの財政状態と経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループの重要な知的財産権については定期的に関連特許出願状況等をチェックしており、重大な問題が生じる前に逸早く対策を打つことができるよう体制の整備を図っております。さらに、継続的に新規特許を出願することによって、当社グループ特許網の拡充に努めております。

(b) 技術革新に伴う競合リスク

当社グループは細胞シート工学を基盤技術として細胞シート再生医療製品・再生医療支援製品の研究開発を進めております。再生医療事業に本格参入している企業はまだ比較的少ないものの、研究開発を進めながら参入を検討している潜在的競合相手は少なくないと想定しております。さらに、本業界における技術の進歩は速く、後発参入製品の機能は先発製品の機能を少なからず上回り、競争が激化することが容易に想定されます。それら競合相手の中には、技術力、マーケティング力、財務状況等において当社グループと比較して優位にあると思われる企業もあり、製品機能だけでなく、製造能力や生産性及びマーケティング・販売力などで当社グループを上回る可能性が考えられます。このため、当社グループは早期の事業化・収益化を目指しておりますが、これら競合相手との競争においては、計画どおりの収益を上げることができない可能性があります。

(c) 製造物責任に関するリスク

医薬品・医療機器の設計、開発、製造及び販売には、製造物責任賠償のリスクが内在しております。当社は細胞培養器材について製造物責任保険を一部付保しておりますが、最終的に当社が負担すべき賠償額を全額カバーできるとは限りません。従いまして、当社製品の欠陥等による事故が発生した場合、当社が開発した細胞シート再生医療製品が患者の健康被害を引き起こした場合、又は当社製品の治験、製造、人道的使用に関する説明、営業もしくは販売において不適当な点が発見された場合には、製造物責任を負う可能性があり、当社グループの事業及び財務状況に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、このような事例において結果として当社グループの過失が否定されたとしても、当社に対する製造物責任に基づく損害賠償請求等がなされること自体によるネガティブ・イメージにより、当社製品に対する信頼に悪影響が生じ、当社グループの事業に影響を与える可能性があります。

(d) 研究開発活動に由来するリスク

当社グループは研究開発型企業として、産学連携のもと、大学との共同研究や治験を進めております。また当社グループが手掛けている細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業そのものが新しいため、社内のほぼすべての部署が直接的又は間接的に研究開発に深く関与しており事業予算に占める研究開発費は多額なものとなっております。

しかしながら、研究開発活動が計画どおりに進む保証はなく、当該研究開発の成果が当社グループの予想どおりに上がらず、当社グループの事業戦略、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当社グループが進めている細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業は、製品開発に長期間を要し、かつ、細胞シート再生医療事業での治験承認や製造販売承認等の薬事承認プロセスにも不確定要素が多いため、

事業計画における想定以上に研究開発期間が延びた場合等に、研究開発費の負担増が当社グループ業績を圧迫するなど経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(e) ビジネスモデルに由来するリスク

）大学及び研究機関等との関係に由来するリスク

当社グループは、東京女子医科大学を始めとする大学や他の研究機関との連携を通じて、研究開発活動や事業基盤の強化を行っております。具体的には、当社グループの事業に関し、大学教員と顧問契約を締結して技術指導を受ける、または大学・研究機関等と共同研究を行うなどしております。しかしながら、大学教員と企業との関係は法令や各大学の規程等に影響を受ける可能性があり、また国立大学の独立行政法人化により大学の知的財産権に対する意識も変化しつつあります。従いまして、当社グループの希望どおりに共同研究や権利の譲受を行うことができない可能性があり、かかる場合には当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

）提携に関するリスク

当社グループの事業計画には、外部企業との提携関係を前提にした部分が存在します。前提となっている提携関係には既に契約済みのもので今後契約することを想定したものの両方がありますが、既に契約済みの提携については提携先の都合による契約終了や契約条件変更のリスクがあり、今後契約することを想定した提携については想定どおりの時期・条件で契約できないリスクが存在します。いずれの場合が現実化した場合でも、当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

再生医療支援事業に関するリスク

現在当社は、販売代理店を通じて日本国内・海外双方でUpCellを始めとする各種細胞培養器材を販売しております。当社の再生医療支援事業の製品は多くはこれまでに例をみない全く新しい種類の製品であり、付加価値が大きい分価格も高く設定されております。従いまして、今後必ずしも当社計画どおり販売数量が伸びるとは限らず、また販売促進などの理由から価格を下げる戦略を採用した結果収益性が低下する可能性も否定できません。また当社では、温度応答性細胞培養器材の生産能力の大幅増強や生産コストの引き下げ、さらには新しい温度応答性細胞培養器材の研究開発に取り組んでおりますが、これらの取り組みが実際に当社グループの事業計画や経営成績に与えるインパクトについては現時点では定かではありません。

細胞シート再生医療事業に関するリスク

(a) 先端医療に関する事業であることに由来するリスク

まず一般論として、再生医療は世界的に見てもまだ本格的な普及段階に至っておらず、特に日本では最近まで主に特定の医師・医療機関が用いる高度な医療技術として比較的限定された範囲での臨床応用を中心として行われてきた経緯があります。

こういった現状の背景には、最先端の医療・医薬品に特有の課題やリスクが存在します。まず再生医療の基盤となる学問や技術が急速な進歩を遂げている中で再生医療製品そのものに関する研究開発も非常に速いスピードで進んでおり、日々新しい研究開発成果や安全性・有効性に関する知見が生まれて来ています。当社グループの基盤技術である細胞シート工学は現時点では新規性の高い再生医療技術であり、また学術的に見ても安全性・有効性・応用可能性ともに他の再生医療製品よりも優れていると自負しておりますが、一方で常に急激な技術革新の波に追い越されるリスクや想定していない副作用が出るリスクが存在し、またそのために当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響が出る可能性があります。

(b) 法規制改正・政府推進政策等の変化に由来するリスク

再生医療製品に関連する法規制についても、最新の技術革新の状況に対応すべく常時変更や見直しが必要となる可能性があります。例えば、法律・ガイドライン等の追加・改正により、これまで使用が認められてきた原材料が突然全く使用できなくなるといったリスクや当社の想定通りの内容で薬事承認が下りない又は薬事承認の取得に想定以上の時間を要するといったリスクも否定できません。また世界的な医療費抑制の流れの中で、当社が想定している製品価値よりも低い薬価・保険償還価格となる可能性もあります。当然このような場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響が出る可能性があります。

(c) 事業基盤の整備・確立に係るリスク

細胞シート再生医療事業には、まだ確立された事業基盤が存在しないことに起因するリスクが存在します。細胞シート再生医療事業を長期的に持続可能な構造にするためには様々な事業基盤の整備・確保が必要で、その一部には当社グループのみならず関連する官庁・企業・業界も一緒になって整備・拡充に取り組む必要がある社会的基盤もあります。また、当社グループは再生医療製品製造企業としての製品供給体制の確立へ向けた取り組みを推進しております。こういった取り組みの中には、先行投資を回収し得る利益率を達成できるだけの製造原価低減、医師に適切な内容・量の製品情報を届けることができるマーケティング・販売体制の構築、

製造販売開始後のフォローアップ体制の確立など多くの課題が存在し、その解決のためには時間と多額の費用が必要となります。さらに言えば、当社グループの想定どおりに市場を開拓することができる保証はございません。当社グループでは大手製薬企業などで豊富な実務経験を積んだスタッフを採用して事業基盤の確立に取り組んでおりますが、細胞シート再生医療事業の基盤の整備・構築にあたっては上述の通り当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生するリスクが存在します。

(d) ヒト又は動物由来の原材料の使用に関するリスク

一般的に、再生医療製品はヒト細胞・組織を利用したものであり、利用するヒト細胞・組織に由来する感染の危険性を完全に排除し得ないことなどから安全性に関するリスクが存在するとされています。

また、やはり一般的に再生医療製品は、原材料や製造工程で使用する培地に動物由来原料を使用することがあり、この動物由来原料の使用によって未知のウイルスによる被害等が発生する可能性を否定できません。

以上のように、一般的に再生医療製品には原材料として使用するヒト又は動物由来材料に起因する感染リスクなどヒト又は動物由来材料（又はその一部）が患者の体内に移植されることに伴うリスクが存在し、そのリスクが当社グループの事業及び財務状況に重大な悪影響を及ぼす可能性は否定できません。

また、このような事例について当社グループの過失が否定されたとしても、ネガティブ・イメージによる業界全体及び当社製品に対する信頼に悪影響が生じ、当社グループの事業に影響を与える可能性があります。

財務状況に由来するリスク

(a) マイナスの利益剰余金を計上していることに由来するリスク

現時点では当社グループは研究開発活動を中心とした企業であり、細胞シート再生医療製品が販売されるようになるまでは多額の研究開発費用が先行して計上されることとなります。そのため、当連結会計年度末において 1,998,503千円の利益剰余金を計上しております。

当社グループは、将来の利益拡大を目指しております。しかしながら、当社グループは将来において想定どおりに親会社株主に帰属する当期純利益を計上できない可能性もあります。また、当社グループの事業が計画どおりに進展せず親会社株主に帰属する当期純利益を獲得できない場合には、マイナスの利益剰余金がプラスとなる時期が著しく遅れる可能性があります。

(b) 税務上の繰越欠損金に関するリスク

当社には現在のところ税務上の繰越欠損金が存在しております。そのため、事業計画の進展から順調に当社業績が推移するなどして繰越欠損金による課税所得の控除が受けられなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

(c) 資金繰り及び資金調達に関するリスク

当社グループでは、研究開発活動の推進に伴い継続的な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが生じており、今後も事業の進捗に伴って運転資金、研究開発投資及び設備投資等の資金需要の増加が予想されます。このような資金需要に対応すべく当社はこれまでに第三者割当増資や公募増資等を実施しましたが、今後さらにエクイティ・ファイナンス、事業提携の実現による開発中品目の上市前における収益化（一時金の獲得など）、国をはじめとする公的補助金等の活用などにより資金需要に対応していく方針です。また、資金調達手段の多様化により継続的に当社グループの財務基盤の強化を図ってまいります。エクイティ・ファイナンスや売上収入・提携一時金及び公的助成金・補助金等の獲得を含めた資金調達が想定どおり進まない場合等、資金繰りの状況によっては当社グループの事業活動等に重大な影響を与える可能性があります。

また、将来増資などのエクイティ・ファイナンスを実施した場合には、当社の発行済株式数が増加することにより1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(d) 配当政策に関するリスク

当社は設立以来配当を実施しておりません。また、当社は研究開発活動を継続的に実施していく必要があることから、当面は内部留保の充実に努め研究開発資金の確保を優先することを基本方針としております。また、株主への利益還元も重要な経営課題の1つであると認識しており、経営成績と財政状態を勘案して利益配当も検討してまいります。しかしながら、事業等の進捗によっては利益配当までに時間を要する可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化に関するリスク

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。平成27年8月25日開催の取締役会において会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権付与に関する決議を行いました。当該新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。また、今後も優秀な人材確保のために、同様なインセンティブプランを継続して実施していくことを検討しております。従いまして、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

人材及び組織に関するリスク

(a) 特定の人材への依存に由来するリスク

創業者の1人である岡野光夫氏は、当社基盤技術の開発者として当社研究開発・技術開発全般にわたるアドバイスを継続的に行っており、当社グループの経営上不可欠な役割を果たしております。

当社グループでは、過度に特定の人材に依存しない組織的な経営体制の構築を進めておりますが、現時点で何らかの事由で特定の人材が当社の業務を継続することが困難になった場合、当社グループの事業展開や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(b) 人材の確保及び育成に関するリスク

当社グループの事業活動は、現在の経営陣、各部門の責任者と構成員等に大きく依存しております。そのため、優秀な人材の確保と育成に努めておりますが、人材確保又は育成が計画どおりに行えない場合、当社グループの事業展開や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(c) 小規模組織であることに由来するリスク

当社グループの組織は小規模であり、内部管理体制も規模に応じたものとなっております。今後の事業拡大に伴い、内部管理体制の一層の充実を図る方針ではありますが、当社グループが事業拡大に応じて適切かつ十分な組織対応ができない場合には、組織効率が低下したり十分な事業活動が行えない可能性があります。また、人員の増加とそれに連動する人件費の増加によって、経営効率が低下する可能性があります。

(d) 世界展開に必要な組織体制の構築に関するリスク

当社グループは細胞シート再生医療事業の世界展開を推進しており、欧州に連結子会社を設立しております。このような海外拠点の設立にあたっては現地事情に詳しい組織や提携先のネットワークを最大限に活用して情報収集や人材採用に努めておりますが、想定どおりに人材採用や組織構築が進まない可能性もあります。このような場合、当社グループの事業展開や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当社新株予約権の行使による資金調達の実施により、当連結会計年度末の手元資金（現金及び預金）残高は1,056,389千円となり、財務基盤については安定的に推移しております。一方で事業面におきましては細胞シート再生医療事業の重要課題である当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化の道程を示すまでには至っており、当社グループは当連結会計年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると判断しております。

当社グループは当該状況の解消を図るべく、以下の施策に取り組んで参ります。

当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化の実現と器材事業の拡充による収益機会の獲得

当社グループは、今後、当社が優先的自社開発パイプラインとして設定した食道上皮再生シート並びに軟骨再生シートの開発を推進し、当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化を実現すること、またその関連周辺機器の開発を拡充し、更なる収益機会を獲得していくことで当該状況の解消を図って参ります。

5【経営上の重要な契約等】

当社の経営上の重要な契約は次のとおりであります。

(1) 再生医療支援事業に関する販売代理店契約・販売契約

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
フナコシ株式会社	売買取引基本契約書	温度応答性細胞培養器材、超低付着性細胞培養器材の日本国内における非独占的販売を認める基本契約	平成19年1月8日から1年間（1年毎の自動更新）
和光純薬工業株式会社	器材販売契約書	温度応答性細胞培養器材及び関連製品、超低付着性細胞培養器材の日本国内における非独占的販売を認める契約	平成19年9月1日から2年間（1年毎の自動更新）
Nunc A/S (Thermo Fisher Scientific)	Distribution Agreement	温度応答性細胞培養器材、超低付着性細胞培養器材及び細胞シート回収用支持体の日本以外における供給及び独占的販売を認める基本契約	平成23年5月13日より平成26年11月12日まで(注)

(注)本有価証券報告書提出日現在において、契約更新の手続き中です。

(2) 細胞培養器材 製造委託基本契約

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
大日本印刷株式会社	器材製造委託基本契約書	当社細胞培養器材製品の製造を大日本印刷株式会社へ委託する。	平成26年4月15日から平成29年4月14日まで（但し1年毎の自動更新規定有り。）

(3) 角膜再生上皮シート製造・販売提携契約

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
Teva Pharmaceutical Industries Ltd. (Teva)	Distribution Agreement	イスラエル（ヨルダン川西岸を含む）における角膜再生上皮シートの独占的販売、及び売上高に応じて定められた比率に基づく対価のTevaによる支払い	平成19年12月31日から、左記の国内で角膜再生上皮シートが上市された日より10年を経過した日まで
Orphan Australia Pty Ltd (Orphan)	Definitive Agreement	オーストラリア、ニュージーランド、インドネシア、マレーシア、シンガポールにおけるOrphanによる角膜再生上皮シートの独占的製造及び販売、販売単価及び年間売上額に応じて定められた比率による両社での利益の按分	平成20年1月21日から、左記5カ国で最も遅く角膜再生上皮シートが上市された国の導入日より15年経過した日まで

(4) 主な共同研究契約

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
学校法人東京女子医科大学 大日本印刷株式会社 株式会社日立製作所	研究基本契約書	再生医療本格化のための最先端技術融合拠点に関する共同研究の実施	平成18年7月14日から平成28年3月31日(株式会社日立製作所は平成21年7月1日から参画)
株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング	共同研究開発基本契約書	当社の保有する細胞シート工学の技術・ノウハウなどを活用した次世代再生医療製品及びサービス並びにビジネスモデルの共同開発の実施	平成21年10月30日から3年間(1年毎の自動更新)

(5) 臨床開発に関する契約

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
学校法人東京女子医科大学	食道再生上皮細胞シート開発基本合意書	食道再生上皮細胞シートの治験及び実用化に関し、相互に協力する。	平成27年4月14日から平成32年3月31日まで(但し両者合意による更新規定有り)

(6) その他の重要な契約

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
リヨン国立病院(HCL)	AGREEMENT BETWEEN HOSPICES CIVILS DE LYON AND CELLSEED INC.	HCLによる欧州GMPに対応する施設の完成、毎年一定数の角膜再生上皮シートの生産、フランスを除く販売地域を対象とした製造委託先への技術移転等の履行保証及び当社による上記施設の工事に対する支援金の支払い	平成21年12月28日から、左記施設の完成日より10年経過する日まで
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	株式会社セルシード第13回新株予約権行使停止条項付第三者割当契約書	第13回新株予約権のマイルストーン社への割当てに対し、本新株予約権の行使停止指定、当社が普通株式、新株予約権等を発行しようとする場合には、マイルストーン社との割当てにつき協議する義務、制限超過行使の禁止、契約上の地位譲渡等の諸条件を定める。	平成27年8月31日から平成29年8月30日まで(注1)
MetaTech (AP) Inc.	AGREEMENT	台湾にてMetaTech社が再生医療事業の開発計画のために必要となる情報パッケージの提供を行う。	平成28年12月21日から平成29年2月13日まで

(注1) 平成29年3月6日付にて未行使の第13回新株予約権の全部の取得・消却を行いました。

6【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動における当連結会計年度の研究開発費は1,065,326千円となっており、前連結会計年度より763,181千円増加しております。

また、当連結会計年度における各セグメント別の研究活動の状況は以下のとおりであります。

(1) 再生医療支援事業

再生医療支援事業におきましては、顧客ニーズに対応した製品ラインナップの拡充を図るべく、温度応答性細胞培養器材の新規製品開発に取り組みました。

(2) 細胞シート再生医療事業

細胞シート再生医療事業では、食道再生上皮シート及び軟骨再生シートの細胞シート再生医療製品パイプラインの自社開発を中心とした研究開発を推進しております。

食道再生上皮シートパイプラインでは国立がん研究センター中央病院、国立がん研究センター東病院並びに東京女子医科大学病院にて平成28年8月より治験を開始いたしました。軟骨再生シートパイプラインでは共同研究先である東海大学医学部と引き続き開発を推進いたしました。また細胞シート製造を安定的かつ迅速に推進することを目的として、細胞培養施設（CPC）を設置するなど、当社細胞シート再生医療事業第1号製品の早期事業化実現へむけた活動を進めて参りました。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりです。なお、将来に関する事項は当連結会計年度末日現在において当社が判断したものであり、リスクや不確実性を含んでいます。将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますのでご留意ください。

(1) 財政状態の分析

（資産）

当連結会計年度末の流動資産は、前連結会計年度末に比べて923,904千円減少し、1,259,483千円となりました。これは、現金及び預金が1,011,218千円減少したことなどによります。

当連結会計年度末の固定資産は、前連結会計年度末に比べて222,117千円減少し、84,033千円となりました。これは、有形固定資産の建設仮勘定が215,100千円減少したことなどによります。

この結果、当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べて1,146,021千円減少し、1,343,516千円となりました。

（負債）

当連結会計年度末の流動負債は、前連結会計年度末に比べて76,352千円増加し、176,163千円となりました。これは主に、前受金が52,545千円増加したことなどによります。

この結果、当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べて79,256千円増加し、179,067千円となりました。

（純資産）

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べて1,225,278千円減少し、1,164,448千円となりました。これは、新株予約権の行使による新株の発行により資本金が116,853千円、資本剰余金が116,853千円増加し、親会社株主に帰属する当期純損失を1,414,255千円計上したことなどによります。

(2) 経営成績の分析

再生医療支援事業におきましては、温度応答性細胞培養器材を中心とした器材販売活動を推進いたしました。また更なる器材事業拡充を目指し、新規器材の研究開発に取り組みました。一方で、当社の主要顧客先である大学・研究機関において、一部研究費削減の動きが見受けられ、第3四半期以降の当社販売製品を取り巻く市場環境は前年に比して厳しい状況となりました。

細胞シート再生医療事業では優先的に自社開発を推進する細胞シート再生医療パイプラインとして食道再生上皮シート及び軟骨再生シートを設定し、日本での当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化を目指し研究開発を推進しております。当社は、食道再生上皮シートパイプラインでは国立がん研究センター中央病院、国立がん研究センター東病院並びに東京女子医科大学病院にて平成28年8月より治験を開始いたしました。軟骨再生シートパイプラインでは共同研究先である東海大学医学部と引き続き開発を推進いたしました。また細胞シート製造を安定的かつ迅速に推進することを目的として、細胞培養施設（CPC）を設置するなど、当社細胞シート再生医療事業第1号製品の早期事業化実現へむけた活動を進めて参りました。また平成28年12月に、台湾の上場企業であるMetaTech社と台湾での細胞シート再生医療事業の導出へ向けた協議を開始し、まず第1段階として当社が導出検討

着手金を受領する契約を締結しました。結果、当連結会計年度の売上高は100,673千円（前連結会計年度比92,445千円の減少）となりました。また支出面におきましては、研究開発費1,065,326千円（前連結会計年度比763,181千円の増加）を中心とした活動を推進し、販売費及び一般管理費は1,494,692千円（前連結会計年度比776,725千円の増加）、営業損失は1,413,874千円（前連結会計年度比845,807千円の増加）、経常損失は1,415,613千円（前連結会計年度比884,090千円の増加）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,414,255千円（前連結会計年度比879,002千円の増加）となりました。

(3) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前連結会計年度末に比べて1,011,217千円減少し、1,056,389千円となりました。当連結会計年度に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動に使用した資金は852,027千円（前連結会計年度比176,358千円の支出増）となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失を1,415,613千円計上したことなどによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は342,997千円（前連結会計年度比67,994千円の支出増）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出343,622千円などによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果獲得した資金は232,650千円（前連結会計年度比80,952千円の収入増）となりました。これは、新株予約権の行使による新株の発行による収入232,650千円によるものです。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、細胞シート工学という日本発の革新的再生医療技術を基盤として様々な細胞シート再生医療製品を開発し、その世界普及を目指しております。

当社の基盤技術である細胞シート工学は、東京女子医科大学の岡野光夫教授が世界で初めて創唱した技術で、バラバラの細胞から生体組織・臓器の基本単位となる「細胞シート」を生体外で人工的に作製することができる再生医療基盤技術です。

細胞シート再生医療については既に様々な組織の再生に関する臨床研究が実施されており、実際にヒト患者治療における基本的な安全性・有効性を示唆する科学的エビデンスが示され始めています。

平成26年11月に「医薬品医療機器等法」並びに「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が施行され、日本における再生医療を取り巻く環境が大きく変化しつつあります。

(5) 経営戦略の現状・問題認識と今後の方針について

上述（4）のような状況の中、この日本における大きな外部環境の変化を活かすべく、下記概要の通り計画を推進して参ります。

日本で平成31年の食道再生上皮シートの承認取得、販売開始を目指す

同種（他家）軟骨再生シートの開発を加速する

食道再生上皮シート及び軟骨再生シートに続く、次期品目の開発に着手する

細胞シート再生医療及び支援製品のサプライチェーン体制を構築する

再生医療支援製品の新品開発を推進し、更なる収益機会獲得を目指す

日本発の細胞シート工学の世界展開のために海外企業との事業提携を積極的に推進し収益の拡大、黒字化を目指す

(6) 継続企業の前提に関する事項について

当社グループは、当社新株予約権の行使による資金調達の実施により、当連結会計年度末の手元資金（現金及び預金）残高は1,056,389千円となり、財務基盤については安定的に推移しております。一方で事業面におきましては細胞シート再生医療事業の重要課題である当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化の道程を示すまでには至っておらず、当社グループは当連結会計年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると判断しております。

当社グループは当該状況の解消を図るべく、以下の施策に取り組んで参ります。

当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化の実現と器材事業の拡充による収益機会の獲得

当社グループは、今後、当社が優先的自社開発パイプラインとして設定した食道再生上皮シート並びに軟骨再生シートの開発を推進し、当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化を実現すること、また再生医療製品の関連周辺機器の開発を拡充し、更なる収益機会を獲得していくことで当該状況の解消を図って参ります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は343,622千円であります。その主な内容は、細胞シート再生医療事業セグメントにおける、研究施設拡充を目的とした細胞培養施設建設による設備投資340,430千円であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

平成28年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (名)
			建物 (千円)	機械及び装 置(千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都江東区)	細胞シート再 生医療事業、 全社共通	統括業務 施設他	18,436	-	3,267	21,704	33

(注) 1 リース契約による重要な賃借設備はありません。

2 上記の金額には建設仮勘定及び消費税等は含まれておりません。

3 上記の他、連結会社以外から賃借している主要な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料(千円)
本社 (東京都江東区)	再生医療支援事業、 細胞シート再生医療事業、 全社共通	事務所(賃借)	7,741
細胞シート細胞培養施設 (東京都江東区)	細胞シート再生医療事業	細胞培養施設	30,226

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設等

該当事項はありません。

重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,537,600
計	35,537,600

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成28年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成29年3月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,214,419	9,214,419	東京証券取引所JASDAQグロース	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式は100株であります。
計	9,214,419	9,214,419	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成29年3月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成27年8月13日取締役会決議、平成27年8月31日発行（第13回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,470	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,470,000 (注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	705円 (注)2,3	同左
新株予約権の行使期間	自平成27年8月31日 至平成29年8月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 708.20円 資本組入額 354.10円 (注)2,3,4	同左
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできな い。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、 当社取締役会の決議による承認を 要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項		

(注)1 (1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1,000株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2)当社が(注)3の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)3に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3)調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる(注)3(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し(注)3第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2 当社は、平成27年9月1日以降、取締役会決議により、行使価額の修正を行うことができる。この場合、当社は、本新株予約権者に速やかに通知を行うものとし、行使価額は、当該通知の発出日の翌取引日以降、本新株予約権の行使がなされる都度、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が当初行使価額(以下「下限行使価額」といい、(注)3の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

- 3 (1)当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分

株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5)上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6)上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第11項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。但し、この場合、下限行使価額についても、かかる調整を行うものとする。

- (7)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。

- 5 (1)本新株予約権に表示された権利行使に関する事項について本新株予約権所有者 マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下、割当先という。)との取り決め内容

行使停止指定条項

本新株予約権は、原則、割当予定先の裁量により新株予約権の行使が進むが、当社は、割当予定先に対して、本新株予約権を行使できない期間を指定すること(以下、「行使停止指定」という。)ができる。行使停止指定の期間及び行使停止指定の対象となる本新株予約権の数は当社の裁量により決定することができ、また、複数回の行使停止指定を行うことができる。さらに、当社は、いったん行った行使停止指定をいつでも取り消すことができる。

制限超過行使の禁止

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び有価証券上場規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づいて、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(制限超過行使)を割当予定先に行かせない。割当予定先は、制限超過行使に該当するような本新株予約権の行使を行わないことに同意している。

新株予約権の取得条項

当社は、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会の決定により発行価額と同額で本新株予約権の一部又は全部を取得する旨及び取得日を決議することができる。

譲渡制限

本新株予約権には譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者への譲渡は行われない。割当予定先は、新株予約権を譲渡する場合には、新株予約権の行使停止指定を行う権利等の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させる。当社は、割当先に対し、保有する本新株予約権を第三者に譲渡するよう電子メール又は書面により指示することができる。その場合割当先は、当該第三者に本新株予約権を譲渡する。但し、当社が譲渡を指示することができる本新株予約権の個数の累計の上限は、割当先が割当てを受ける本新株予約権の個数に0.5を乗じた個数とし、当該第三者が本新株予約権の譲渡を受けた日から2取引日以内に本新株予約権を行使することを当社に対して約束していること等の条件がある。

新株式発行等に関する誓約

当社は、本新株予約権の行使請求期間中に、普通株式、新株予約権(但し、当社のストックオプション制度に基づく場合を除く。)又は新株予約権付社債を発行(以下、「新株式発行等」という。)しようとする場合には、割当先が当該新株式発行等の引受けを行い、又はその割当てを受ける可能性について、割当先との間で誠実に協議する。但し、当該協議の開始から2週間以内に、割当先が当該新株式発行等の引き受けを行い、又はその割当てを受けることを希望する旨を当社に通知しなかった場合は、当該協議は終了する。

- (2)当社の株券の売買について割当先との取り決め内容
該当事項はありません。

(3)その他投資者の保護を図るために必要な事項

割当先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要する。割当予定先は、新株予約権を譲渡する場合には、新株予約権の行使停止指定を行う権利等の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させる。

平成27年8月13日取締役会決議、平成27年8月31日発行（第14回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,250	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	125,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	705円(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成27年8月31日 至平成37年8月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 707.00円(注)2 資本組入額 353.50円(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、 当社取締役会の決議による承認を 要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	(注)5	同左

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金705円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
- 4 (1)割当日から本新株予約権の行使期間の終期の1ヶ月前に至るまでの間に東京証券取引所JASDAQグロース市場における当社株式の普通取引の終値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (2)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
 - (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5)新株予約権を行使することができる期間
 - 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - （注）3に準じて決定する。
 - (7)譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8)その他新株予約権の行使の条件
 - （注）4に準じて決定する。
 - (9)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

平成27年8月13日取締役会決議、平成27年8月31日発行（第15回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	430	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	43,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	705円(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成29年9月1日 至平成37年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 705.00円(注)2 資本組入額 352.50円(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、 当社取締役会の決議による承認を 要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	(注)5	同左

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、第14回新株予約権(平成27年8月13日発行決議)における行使価額705円とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。

4 (1)割当日から本新株予約権の行使期間の終期の1ヶ月前に至るまでの間に東京証券取引所JASDAQグロース市場における当社株式の普通取引の終値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(2)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）3に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
（注）4に準じて決定する。
 - (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成28年10月1日から 平成28年12月31日まで)	第16期 (平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	330
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	330,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	705
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	232
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	530
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	530,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	705
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	373

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成24年4月27日 (注)1	232,314	5,678,554	100,347	3,298,572	100,347	3,278,572
平成24年5月21日 (注)2	60,620	5,739,174	25,086	3,323,659	25,086	3,303,658
平成24年12月27日 (注)3、4	269,492	6,008,666	90,036	3,413,696	90,036	3,393,696
平成25年1月9日～ 平成25年2月1日 (注)5	958,500	6,967,166	321,832	3,735,528	321,832	3,715,528
平成25年4月8日～ 平成25年8月22日 (注)6	33,253	7,000,419	18,267	3,753,796	18,267	3,733,796
平成25年9月13日～ 平成25年11月15日 (注)7	895,000	7,895,419	862,283	4,616,080	862,283	4,596,080
平成25年12月16日 (注)8	274,000	8,169,419	261,727	4,877,807	261,727	4,857,807
平成26年1月30日 (注)9	240,000	8,409,419	205,620	5,083,427	205,620	5,663,427
平成26年1月31日 (注)10	265,000	8,674,419	227,038	5,310,466	227,038	5,290,466
平成27年3月30日 (注)11	-	8,674,419	2,532,263	2,778,203	5,290,466	-
平成27年9月3日～ 平成27年12月16日 (注)12	200,000	8,874,419	70,820	2,849,023	70,820	70,820
平成27年12月22日 (注)13	10,000	8,884,419	3,560	2,852,583	3,560	74,380
平成28年3月14日～ 平成28年4月20日 (注)14	330,000	9,214,419	116,853	2,969,436	116,853	191,233

(注)1 第4回新株予約権(2個)及び第5回新株予約権(2個)の行使による増加

2 第5回新株予約権(1個)の行使による増加

3 有償第三者割当

発行価格 668円

資本組入額 334円

割当先 マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

4 第9回新株予約権(10個)の行使による増加

5 第9回新株予約権(639個)の行使による増加

6 第2回新株予約権(177個)及び第3回新株予約権(40個)の行使による増加

7 第11回新株予約権(895個)の行使による増加

8 第10回新株予約権(274個)の行使による増加

9 第11回新株予約権(240個)の行使による増加

10 第11回新株予約権(265個)の行使による増加

11 資本金および資本準備金の減少は欠損てん補によるものであります。

12 第13回新株予約権(200個)の行使による増加

13 第14回新株予約権(100個)の行使による増加

14 第13回新株予約権(330個)の行使による増加

(6) 【所有者別状況】

平成28年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		1	29	65	18	11	9,799	9,923	-
所有株式数(単元)		139	5,224	5,493	1,450	154	79,644	92,104	4,019
所有株式数の割合(%)		0.15	5.67	5.96	1.57	0.17	86.47	100.00	-

(注) 自己株式127株は、「個人その他」に1単元及び「単元未満株式の状況」に27株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
小野 一成	中華人民共和国遼寧省大連市	460,000	4.99
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号	147,100	1.60
岡野 光夫	千葉県市川市	138,000	1.50
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	135,800	1.47
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区桜丘町20番1号	116,800	1.27
小池 克昌	東京都中央区	112,000	1.22
マイルストーン キャピタル マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	110,400	1.20
長谷川 幸雄	東京都江戸川区	76,000	0.82
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	68,600	0.74
桑田 武志	東京都目黒区	66,200	0.72
計	-	1,430,900	15.53

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成28年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,210,300	92,103	-
単元未満株式	普通株式 4,019	-	-
発行済株式総数	9,214,419	-	-
総株主の議決権	-	92,103	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式27株が含まれております。

【自己株式等】

平成28年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社セルシード	東京都江東区青海二丁目5番10号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

(注) 当社は、自己株式のうち、単元未満の自己株式を27株所有しております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成27年 8 月13日取締役会決議、平成27年 8 月31日発行 [第14回新株予約権])

決議年月日	平成27年 8 月13日
付与対象者の区分及び人数	取締役 5 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成27年 8 月13日取締役会決議、平成27年 8 月31日発行 [第15回新株予約権])

決議年月日	平成27年 8 月13日
付与対象者の区分及び人数	従業員 25 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	127	-	127	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成29年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は設立以来配当を実施しておらず、また当事業年度末においても配当可能な状況にありません。

当社は細胞シート再生医療製品及び再生医療支援製品の研究開発を主体とするビジネスモデルを採用しており、現在は細胞シート再生医療製品の第1号製品の早期事業化を目指している段階です。細胞シート再生医療製品の第1号製品が本格的に収益に寄与するまでにはまだ数年以上の時間が必要である一方で、多額の先行投資を伴う研究開発活動を今後も継続的かつ積極的に実施していく計画としていることから、当面は内部留保に努め、研究開発資金の確保を優先したいと考えております。

ただし、株主への利益還元も当社にとって最も重要な経営課題の1つであると認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しながらできるだけ早期に配当を実現すべく引き続き検討してまいります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えており、配当の決定機関は株主総会です。また、当社は、機動的な配当対応を行うため、会社法第454条第5項に基づく中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
最高(円)	1,115	4,475	2,400	1,080	842
最低(円)	498	658	804	515	502

(注) 最高・最低株価は、平成24年1月1日から平成25年7月15日までは大阪証券取引所JASDAQグロースにおけるものであり、平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQグロースにおけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	593	569	599	625	587	560
最低(円)	530	530	545	562	502	510

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQグロースにおけるものであります。

5【役員の状況】

男性6名 女性2名（役員のうち女性の比率25%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		橋本 せつ子	昭和28年8月15日生	昭和59年4月 平成3年4月 平成10年7月 平成20年7月 平成21年2月 平成26年3月 平成26年6月 平成27年11月 ヘキストジャパン株式会社 入社 ファルマシアバイオテック株式会 社 入社 ピアコア株式会社 マーケティ ング部及び開発部 部長 株式会社バイオビジネスブリッ ジ 設立 代表取締役社長 スウェーデン大使館 投資部 主席投資官 当社取締役副社長 当社代表取締役社長（現任） 株式会社バイオビジネスブリッ ジ 取締役（現任）	(注3)	10
取締役	最高財務責任 者兼管理 部門長	小野寺 純	昭和32年1月16日生	昭和55年4月 平成10年4月 平成13年10月 平成15年8月 平成18年5月 平成21年3月 平成24年5月 平成27年4月 平成28年10月 平成29年3月 ソニー株式会社 入社 同社 情報機器事業本部 企画管理部 部長 ソニーエリクソン日本法人 取締役 ソニーエリクソンアメリカ法人 副社長 ソニーエリクソン欧州法人 副社長 S-LCD(ソニー/サムソンJV) 代表取締役 兼 CFO Sony Service&Operations of Americas CEO サンデンビジネスエキスパート 株式会社 代表取締役社長 当社最高財務責任者 兼 管理部門長 当社取締役 最高財務責任者 兼 管理部門長（現任）	(注3)	-
取締役	細胞シート 事業部門長	片山 勝見	昭和38年10月6日生	昭和63年4月 平成7年3月 平成14年5月 平成20年1月 平成23年5月 平成25年5月 平成27年2月 平成27年3月 グレラン製薬株式会社 入社 日本シーリング株式会社 入社 ピアコア株式会社 アプリケー ション開発部長 ジェネティックス株式会社 アプ リケーションサポート部長 シスメックス・ビオメリュー株式 会社 入社 ライフテクノロジーズジャパン株 式会社 セールスオペレーション マネージャー 当社開発部門長 当社取締役 細胞シート事業部門 長（現任）	(注3)	-
取締役		堀田 知光	昭和19年7月17日生	平成8年4月 平成14年4月 平成18年4月 平成19年4月 平成24年4月 平成28年4月 平成28年7月 平成29年3月 東海大学医学部内科学教授 同大学医学部長 国立病院機構名古屋医療センター 院長 同機構東海北陸ブロック担当理事 （併任） 国立がん研究センター理事長 国立がん研究センター名誉総長 公益財団法人がん研究振興財団 理事長（現任） 当社取締役（現任）	(注3)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役		大江田 憲治	昭和26年9月10日生	昭和57年4月 平成2年10月 平成19年1月 平成22年1月 平成23年4月 平成27年4月 平成27年7月 平成29年3月	住友化学工業株式会社 入社 同社 生命工学研究所主任研究員 内閣府・大臣官房審議官(科学技術政策) 住友化学株式会社 フェロー 独立行政法人 理化学研究所理事 同研究所 顧問 株式会社住化技術情報センター 取締役 当社取締役(現任)	(注3)	-
常勤監査役		砂押 正己	昭和25年11月29日生	昭和48年4月 昭和61年9月 平成3年9月 平成24年3月 平成27年4月 平成28年3月 平成29年3月	三菱化工機株式会社 入社 日本DEC株式会社 入社 株式会社レイケム 入社 株式会社C S Iジャパン 代表取締役社長 株式会社C S Iジャパン 非常勤顧問 当社取締役 当社監査役(現任)	(注4)	-
監査役		山口 十思雄	昭和38年6月4日生	昭和63年10月 平成8年8月 平成20年5月 平成21年6月 平成23年3月 平成27年6月	サンワ等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入社 株式会社ジャフコ入社 ジャフコ公開コンサルティング株式会社(現ジャフココンサルティング株式会社)出向 山口公認会計士事務所開設 株式会社デジタルメディアプロフェッショナル 社外監査役(現任) 当社監査役(現任) 株式会社エクストリーム 社外取締役(現任)	(注4)	-
監査役		廣瀬 真利子	昭和42年9月21日生	平成7年4月 平成9年7月 平成12年2月 平成16年10月 平成21年10月 平成29年3月	ブラウン・守谷・帆足・窪田法律事務所 入所 春木・澤井・井上法律事務所 入所 三井・安田法律事務所 入所 西村あさひ法律事務所 入所 サンフラワー法律事務所を開設 代表弁護士(現任) 当社監査役(現任)	(注4)	-
計							10

- (注) 1 取締役堀田知光および大江田憲治は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2 監査役山口十思雄および廣瀬真利子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3 平成28年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4 平成28年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成32年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社グループは、技術革新と創造性を発揮し、質の高い優れた製品とサービスの提供を通じ、人々の健康と福祉に貢献していくことを使命とし、全ての企業活動において品質を高めるべく企業統治の整備を進めています。

適時適切な情報公開の実施、意思決定の透明性の確保、説明責任の充実とともに、より一層、経営のチェック機能強化に取り組んでまいります。

提出会社の企業統治体制の概要等

(a) 企業統治体制の概要及び採用の理由

当社における企業統治の体制は、取締役会、監査役会及び経営会議で構成されております。当社の規模及び組織等を鑑み、企業統治は十分に機能しているものと判断し、現状の体制を採用しております。

なお、当社の各機関の基本説明は以下のとおりであります。

1) 取締役会

毎月1回の定時取締役会に加え、重要な決議事項等が発生した場合、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令、定款及び当社取締役会規程に基づく経営に関する重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。

取締役会は、提出日現在、5名の取締役（うち、社外取締役2名）で構成されており、効率的な意思決定体制及び監督体制が整えられております。

2) 監査役会

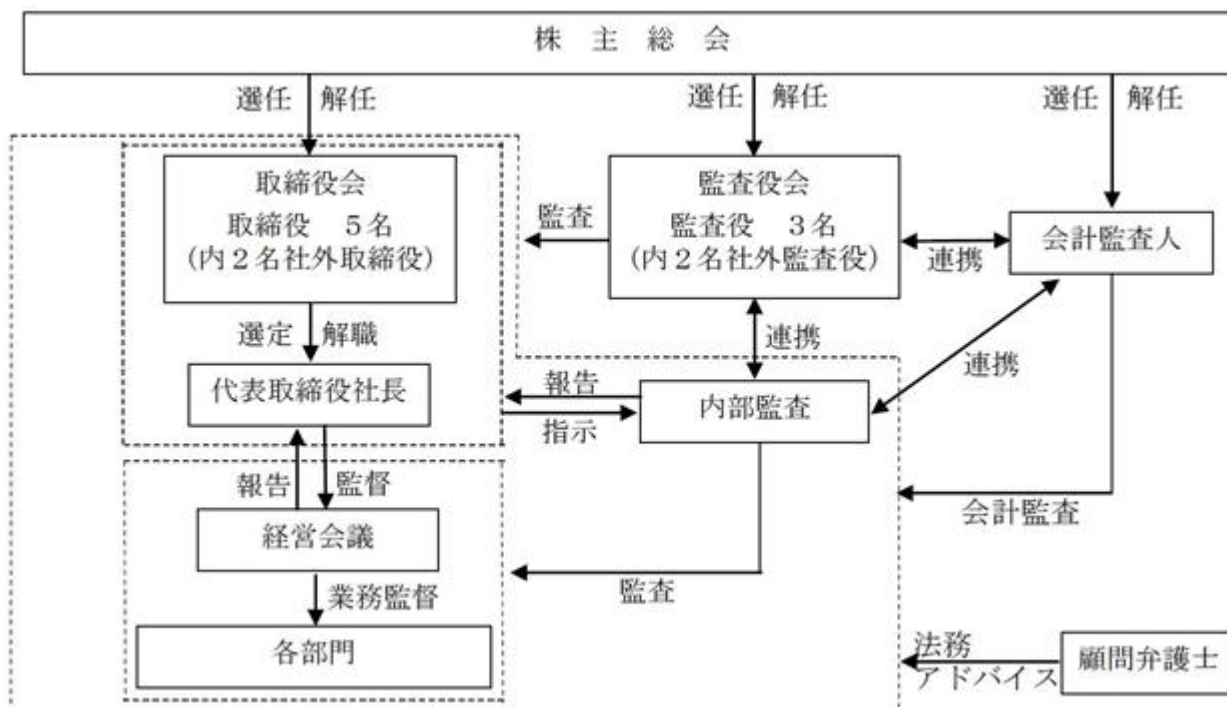
毎月1回の定時監査役会に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役会規程に基づく重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。

監査役会は、提出日現在、監査役3名（うち、社外監査役2名）で構成されており、社外監査役2名は法律の専門家である弁護士、並びに財務及び会計に関する知見を有する公認会計士です。

3) 経営会議

常勤取締役と部門長を主要メンバーとする経営会議を、原則として月1回以上開催しております。経営会議では、当社経営会議規程に基づく経営に関する重要事項の審議及び業務進捗報告等を行っております。

また、常勤監査役も経営会議に出席しており、業務執行状況を監視しております。



(b) 内部統制システムの整備状況

当社は、業務の適正および財務報告の信頼性を確保するための体制の整備のため、次のとおり「内部統制システム基本方針」を制定し運用しております。

・取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令及び定款に基づき経営の重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役により社外の視点からの監督を行うものとする。監査役は、取締役会に出席して意見を述べるほか、取締役の業務執行を監査する。また社外監査役のうち1名は弁護士であり、法律専門家の視点に基づく監査を担当する。必要に応じて顧問弁護士等の専門家のアドバイスを受けるなどにより法令に適合することを確認する。

・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に従い、それぞれの担当部門・部署がリスク対応を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応は管理部門長又はその指名する部署・使用人が行うものとする。また、経営会議において、会社を取り巻く諸問題について話し合い、共通認識を持つと共に必要な対応を協議する。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役による意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため、以下の事項を定める。

ア．毎月1回の定時取締役会に加え、重要な決議事項等が発生した場合、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会では、法令、定款及び当社取締役会規程に基づく経営に関する重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行う。取締役会は、取締役および社外取締役で構成されており、効率的な意思決定体制及び監督体制を整えるものとする。

イ．常勤取締役と部門長を主要メンバーとする経営会議を、原則として月1回以上開催する。経営会議では、当社経営会議規程に基づく経営に関する重要事項の審議及び業務進捗報告等を行う。また、常勤監査役も経営会議に出席し、業務執行状況を監視する。

ウ．事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、各部署の目標と責任を明確にすると共に、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。

エ．内部監査担当部署は、内部統制状況を確認するために、内部監査を実施する。内部監査責任者は、社長に承認された年間の内部監査計画書に基づき、被監査部署に対して通知を行い、会社の業務及び財産の実態を調査し経営の合理化及び能率の増進に資することを目的に、内部監査を実施する。内部監査の実施状況については、社長及び監査役に報告する。内部監査責任者は、内部監査実施後に被監査部署に対し、改善状況を確認する。

- ・ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
製品に関する品質、安全性確保及び法令順守のため、購買、生産管理、研究開発等の社内規程を整備し、運用する。その他一般の法的規制に関する遵守については、法務担当部署が対応し、企業価値向上のためのコンプライアンス基本規程、内部通報規程等の関連規程を定める。社員に対し、必要なコンプライアンス研修の受講を実施する。また、内部監査により、社内各部署の業務執行の適法性・妥当性について公正かつ客観的な立場で検討及び評価を行う。
- ・ 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及びグループ会社は、グループ全体の企業価値向上をめざした経営を行い、かつ社会的責任を全うするために、グループ経営理念を策定する。このグループ経営理念に基づき業務の適正を図るため、当社グループはグループ経営会議を設けて、情報の共有化や適切な時期での意思決定を行う。さらにグループ全体にとって重要な案件は、必要に応じて当社の取締役会に付議し、子会社管理規程及び関連諸規程に基づいて、グループ会社の管理監督を実施し、各グループ会社は当社に対して適時適切な報告・相談などを行う。また、監査役及び内部監査担当部署は、当社及び各グループ会社におけるこれらの業務の実施状況を監査する。
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部監査担当部署所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、内部監査部署長等の指揮命令を受けないものとする。
- ・ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。
- ・ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、監査役会が定めた年度監査方針・監査計画に従い、取締役会その他の重要会議に出席する他、取締役等から職務の執行状況を適宜聴取し、適法性を監査する。さらに内部監査担当部署及び会計監査人との相互連携を図り、監査の強化に努める。また、監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
監査役は、その職務執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。
- ・ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社グループは、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにすることを目的に、反社会的勢力対応規程を定め、管理部門を中心にチェック体制を整備する。

(c) リスク管理体制の整備状況

当社リスク管理規程に従い、それぞれの担当部門がリスク対応を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応は、管理部門長又はその指名する部署・使用人が行うものとしております。

また、経営会議において、会社を取り巻く諸問題について話し合い、共通認識を持つと共に必要な対応を協議しております。

なお、重要な法務的課題及びコンプライアンスに関する事項については法務担当部署で対応しており、必要に応じて適宜社外の顧問弁護士のアドバイスを受けております。

(d) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役堀田知光氏、大江田憲治氏及び監査役砂押正己氏、山口十思雄氏、廣瀬真利子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、それぞれ、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額であります。

内部監査及び監査役監査

(a) 人員及び手続き

社長直轄組織の内部監査担当部署に1名を配置し、法令、定款及び諸規程の順守状況を監査すると共に内部統制の有効性の監査を実施しております。また、内部監査担当部署に対する内部監査は、管理部門長が実施いたします。

内部監査責任者は、あらかじめ年間の内部監査計画書を作成し社長の承認を得た後、被監査部署に対して通知を行い、会社の業務及び財産の実態を調査し経営の合理化及び能率の増進に資することを目的に、内部統制監査を含めた内部監査を実施しております。

内部監査の実施状況については、社長及び監査役に報告を行っております。内部監査責任者は、内部監査実施後に被監査部署に対し、改善状況を確認しております。

当社の監査役は提出日現在、常勤監査役1名、社外監査役2名であり、監査役会が設置されております。

監査役は、毎月の監査役会開催の他、取締役会への出席、経営会議への出席、その他社内の重要な会議への出席、会社財産の調査及び業務の調査、代表取締役社長との定期的面談等を通じて取締役の業務を十分に監視できる体制になっており、不正行為及び法令又は定款に違反する事実の発生防止にも取り組んでおります。

(b) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携状況

内部監査担当部署、監査役及び会計監査人とは、必要の都度相互の情報交換・意見交換を行う等の連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図り、監査機能を強化しております。

内部監査担当部署は、監査役のスタッフ機能も兼ねており、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合はその命令に関して、取締役、内部監査担当部署長の指揮命令を受けないものとしており、また必要に応じ監査役会に出席して情報交換を行っております。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

当社は独立性が高く、幅広い知識と豊富な経験を持つ社外取締役及び社外監査役を選任することにより、経営の意思決定における客観性を高めるとともに、経営の健全化と透明性の向上を図っております。また、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にしております。

社外取締役である堀田知光氏は、長年にわたり医療に携わっており、豊富な専門知識と経験を有しています。同氏の有するがん研究に関する豊富な専門知識と病院・研究センターの経営経験等を踏まえて当社の経営に有益な助言を得ております。当社は、国立がん研究センター中央病院及び東病院と治験契約を締結し、食道再生上皮シートの治験を委託しております。

社外取締役である大江田憲治氏は、企業及び公的機関での経験が豊富で、ライフサイエンスにおける深い見識を有しております。産官学の幅広い人脈もあり、当社の経営に有益な助言を得ております。当連結会計年度末現在、当社との利害関係はありません。

社外監査役である山口十思雄氏は、公認会計士であり株式会社デジタルメディアプロフェッショナル社外監査役 兼 株式会社エクストリーム社外取締役です。公認会計士として企業会計に関する豊富な経験と幅広い知識を有していることから、取締役の業務執行を適切に監査する役割を担っております。当連結会計年度末現在、当社との利害関係はありません。

社外監査役である廣瀬真利子氏は、弁護士でありサンフラワー法律事務所代表弁護士です。弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い知識を有していることから、取締役の業務執行を適切に監査する役割を担っております。当連結会計年度末現在、当社との利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役は、毎月1回の定時取締役会に出席し、議案審議及び報告事項の議論に対し、それぞれの見地より適宜助言等を行い、意思決定の妥当性・適正性の確保に努めております。加えて、社外監査役は、経営の意思決定が、法令・定款に準拠しているかを監視・検証して、必要に応じ意見を述べております。

また、社外監査役は、毎月1回の定時監査役会を通じ、内部監査担当部署と情報の交換を行っております。

役員報酬の内容

(a) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	51,900	51,900	-	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	7,800	7,800	-	-	-	1
社外役員	17,490	17,490	-	-	-	4

(b) 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(c) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方針

株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経営内容、経済情勢、従業員給与とのバランス等を考慮の上、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。

なお、平成18年3月30日開催の第5期定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は年額1億円以内、監査役の報酬限度額は年額2千万円以内となっております。

株式の保有状況

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。当連結会計年度において業務を執行した公認会計士は岡田雅史、佐野明宏の両氏であり、当社に対する継続監査年数はいずれも7年以内です。当社の監査業務に係る補助者は公認会計士3名、その他6名であります。

取締役の定数と取締役の選任決議要件

当社の取締役は6名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとしております。

株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項の定めによる決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としています。

株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

(a) 取締役及び監査役の実任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等であるものを除く取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める限度額において、取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。

(b) 中間配当に関する事項

当社は、機動的な配当対応のため、毎年6月30日を基準日として会社法第454条第5項に基づく中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

(c) 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策遂行のため、自己の株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	16,000	-	17,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	16,000	-	17,000	-

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査人員数、監査日程等を勘案したうえで決定しております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、企業会計基準等の内容を優先的に入手しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,067,607	1,056,389
売掛金	26,768	59,791
商品及び製品	12,962	28,640
貯蔵品	9,041	4,520
前払費用	10,931	15,006
未収消費税等	45,685	94,152
その他	10,390	982
流動資産合計	2,183,387	1,259,483
固定資産		
有形固定資産		
建物	18,920	21,781
機械及び装置	879	879
工具、器具及び備品	49,085	41,643
減価償却累計額	38,404	42,599
建設仮勘定	215,100	-
有形固定資産合計	245,580	21,704
投資その他の資産		
その他	60,570	62,328
投資その他の資産合計	60,570	62,328
固定資産合計	306,150	84,033
資産合計	2,489,538	1,343,516
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,308	5,522
未払金	63,521	72,945
未払法人税等	950	6,169
前受金	9,999	62,544
その他	19,031	28,980
流動負債合計	99,811	176,163
固定負債		
その他	-	2,904
固定負債合計	-	2,904
負債合計	99,811	179,067

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,852,583	2,969,436
資本剰余金	74,380	191,233
利益剰余金	584,247	1,998,503
自己株式	201	201
株主資本合計	2,342,514	1,161,964
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	36,115	14,204
その他の包括利益累計額合計	36,115	14,204
新株予約権	11,097	16,688
純資産合計	2,389,727	1,164,448
負債純資産合計	2,489,538	1,343,516

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
売上高	193,118	100,673
売上原価	43,218	19,855
売上総利益	149,900	80,818
販売費及び一般管理費		
研究開発費	1 302,145	1 1,065,326
その他	2 415,821	2 429,365
販売費及び一般管理費合計	717,967	1,494,692
営業損失()	568,066	1,413,874
営業外収益		
受取利息	709	208
補助金収入	35,100	9,258
保険返戻金	2,775	1,305
為替差益	1,134	-
その他	791	2,141
営業外収益合計	40,511	12,914
営業外費用		
為替差損	-	13,168
株式交付費	-	1,486
支払手数料	3,967	-
営業外費用合計	3,967	14,654
経常損失()	531,523	1,415,613
税金等調整前当期純損失()	531,523	1,415,613
法人税、住民税及び事業税	1,162	1,210
法人税等調整額	2,567	2,567
法人税等合計	3,730	1,357
当期純損失()	535,253	1,414,255
親会社株主に帰属する当期純損失()	535,253	1,414,255

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
当期純損失()	535,253	1,414,255
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	52,329	50,319
その他の包括利益合計	52,329	50,319
包括利益	587,583	1,464,575
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	587,583	1,464,575
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,310,466	5,290,466	7,871,723	201	2,729,008
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	74,380	74,380			148,760
減資	2,532,263	2,532,263			-
欠損填補		7,822,730	7,822,730		-
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			535,253		535,253
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	2,457,883	5,216,086	7,287,476	-	386,493
当期末残高	2,852,583	74,380	584,247	201	2,342,514

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	88,444	88,444	-	2,817,452
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				148,760
減資				-
欠損填補				-
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）				535,253
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	52,329	52,329	11,097	41,231
当期変動額合計	52,329	52,329	11,097	427,725
当期末残高	36,115	36,115	11,097	2,389,727

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,852,583	74,380	584,247	201	2,342,514
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	116,853	116,853			233,706
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			1,414,255		1,414,255
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	116,853	116,853	1,414,255	-	1,180,549
当期末残高	2,969,436	191,233	1,998,503	201	1,161,964

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	36,115	36,115	11,097	2,389,727
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				233,706
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）				1,414,255
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	50,319	50,319	5,590	44,728
当期変動額合計	50,319	50,319	5,590	1,225,278
当期末残高	14,204	14,204	16,688	1,164,448

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	531,523	1,415,613
減価償却費	9,453	8,084
受取利息	709	208
為替差損益(は益)	1,002	176
補助金収入	35,100	9,258
支払手数料	3,967	-
株式報酬費用	4,462	6,646
有形固定資産の減少額	-	518,052
売上債権の増減額(は増加)	8,421	33,023
たな卸資産の増減額(は増加)	5,786	11,157
差入保証金の増減額(は増加)	9,981	3,000
その他の流動資産の増減額(は増加)	34,793	3,233
仕入債務の増減額(は減少)	4,676	785
未払金の増減額(は減少)	8,458	9,618
前受金の増減額(は減少)	102,500	-
その他の流動負債の増減額(は減少)	14,242	20,159
小計	679,502	913,543
利息の受取額	613	181
補助金の受取額	5,552	62,544
法人税等の支払額	2,332	1,210
営業活動によるキャッシュ・フロー	675,669	852,027
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	245,132	343,622
有形固定資産の売却による収入	9,719	-
敷金の差入による支出	47,686	-
敷金の回収による収入	8,096	625
投資活動によるキャッシュ・フロー	275,003	342,997
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	148,050	232,650
新株予約権の発行による収入	3,647	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	151,697	232,650
現金及び現金同等物に係る換算差額	54,880	48,842
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	853,856	1,011,218
現金及び現金同等物の期首残高	2,921,463	2,067,607
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,067,607	1 1,056,389

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 . 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

CellSeed Sweden AB

CellSeed Europe Ltd. (休眠会社)

なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたCellSeed France SARLは清算したため、連結の範囲から除いております。

2 . 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 . 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 . 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

a 商品

先入先出法

b 製品

総平均法

c 貯蔵品

先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（ただし、建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

機械及び装置 12～17年

工具、器具及び備品 3～15年

(3) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収消費税等」は、資産の総額の100分の5を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた56,076千円は、「未収消費税等」45,685千円、「その他」10,390千円として組み替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「保険返戻金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた3,566千円は、「保険返戻金」2,775千円、「その他」791千円として組み替えております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(連結損益計算書関係)

1. 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

なお、当社グループの研究開発費の総額は、前連結会計年度は302,145千円、当連結会計年度は1,065,326千円であります。

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
給与手当	84,202千円	91,919千円
賞与	15,575千円	20,919千円
機器備品費	1,081千円	(注) 528,941千円
業務委託費	49,002千円	140,084千円
消耗品費	23,285千円	78,449千円
委託開発費	44,837千円	39,003千円

(注) 当連結会計年度において、細胞シート細胞培養施設の取得に伴い、建設仮勘定に計上していたものも含め、特定の研究開発目的の設備取得費用として機器備品費に523,887千円を計上しております。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「機器備品費」は金額的重要性が乏しいため、主要な費目として表示してありませんでしたが、当連結会計年度より金額的重要性が増したため、主要な費目として表示しております。

2. その他の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
役員報酬	78,390千円	77,190千円
給与手当	66,281千円	63,726千円
賞与	25,760千円	29,915千円
支払報酬	48,220千円	41,891千円
特許関連費	52,238千円	56,838千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
為替換算調整勘定:		
当期発生額	52,329千円	63,301千円
組替調整額	-千円	12,982千円
その他の包括利益合計	52,329千円	50,319千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
普通株式	8,674	210	-	8,884

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりです。

第13回新株予約権(200個)及び第14回新株予約権(100個)の行使による増加
210千株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
普通株式	0	-	-	0

3. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第13回新株予約権(注)2	普通株式	-	2,000,000	200,000	1,800,000	5,760
	ストック・オプションとし ての新株予約権(注)1	-	-	-	-	-	5,337
合計			-	2,000,000	200,000	1,800,000	11,097

(注)1 上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の変動事由の概要

第13回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものです。

第13回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものです。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
普通株式	8,884	330	-	9,214

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりです。

第13回新株予約権(330個)の行使による増加 330千株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
普通株式	0	-	-	0

3. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (千円)	
			当連結会計 年度期首	増加	減少		当連結会計 年度末
提出会社	第13回新株予約権(注)2	普通株式	1,800,000	-	330,000	1,470,000	4,704
	ストック・オプションとし ての新株予約権(注)1	-	-	-	-	-	11,984
合計			1,800,000	-	330,000	1,470,000	16,688

(注)1 上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

2 新株予約権の目的となる株式の数の変動事由の概要

第13回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものです。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
現金及び預金	2,067,607千円	1,056,389千円
現金及び現金同等物	2,067,607千円	1,056,389千円

(リース取引関係)

リース契約1件当たりの金額が少額で、内容の重要性が乏しいリース取引のため注記を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、具体的支出が発生するまでの間は、安全性の高い金融商品等で運用していく方針です。デリバティブは、利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全てが1年以内の支払期日であります。営業債権及び営業債務の一部には、外貨建てのものがあり、為替リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、債権について、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、支払期日及び残高等を定期的に管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成27年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,067,607	2,067,607	-
(2) 売掛金	26,768	26,768	-
(3) 未収消費税等	45,685	45,685	-
資産計	2,140,060	2,140,060	-
(1) 買掛金	6,308	6,308	-
(2) 未払金	63,521	63,521	-
(3) 未払法人税等	950	950	-
負債計	70,780	70,780	-

当連結会計年度（平成28年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,056,389	1,056,389	-
(2) 売掛金	59,791	59,791	-
(3) 未収消費税等	94,152	94,152	-
資産計	1,210,333	1,210,333	-
(1) 買掛金	5,522	5,522	-
(2) 未払金	72,945	72,945	-
(3) 未払法人税等	6,169	6,169	-
負債計	84,637	84,637	-

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(表示方法の変更)

「未収消費税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

2 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成27年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,067,607	-	-	-
売掛金	26,768	-	-	-
未収消費税等	45,685	-	-	-
合計	2,140,060	-	-	-

当連結会計年度（平成28年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,056,389	-	-	-
売掛金	59,791	-	-	-
未収消費税等	94,152	-	-	-
合計	1,210,333	-	-	-

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当社グループは、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（退職給付関係）

当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
研究開発費(株式報酬費用)	2,054千円	2,251千円
販売費及び一般管理費(株式報酬費用)	2,408千円	4,395千円

2 スtock・オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
現金及び預金	945千円	- 千円

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
取締役会決議日	平成27年8月13日	平成27年8月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社従業員 25名
株式の種類別のストック・オプション数(注)	普通株式 135,000株	普通株式 63,000株
付与日	平成27年8月31日	平成27年8月31日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成27年8月31日 至 平成37年8月30日	自 平成29年9月1日 至 平成37年8月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
取締役会決議日	平成27年 8 月13日	平成27年 8 月13日
権利確定前（株）		
期首	-	63,000
付与	-	-
失効	-	20,000
権利確定	-	-
未確定残	-	43,000
権利確定後（株）		
期首	125,000	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	125,000	-

単価情報

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
取締役会決議日	平成27年 8 月13日	平成27年 8 月13日
権利行使価格（円）	705	705
行使時平均株価 （円）	-	-
公正な評価単価 （付与日）（円）	700	340

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値による算定

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 - 千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 - 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
(繰延税金資産)		
減価償却	63,331千円	222,289千円
税務上の繰越欠損金	2,014,814千円	2,220,782千円
業務委託費	24,084千円	-千円
その他	6,307千円	3,413千円
小計	2,108,538千円	2,446,486千円
評価性引当額	2,108,538千円	2,446,486千円
繰延税金資産合計	-千円	-千円
(繰延税金負債)		
未収事業税	2,567千円	-千円
繰延税金負債(流動)合計	2,567千円	-千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度(平成27年12月31日)

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(平成28年12月31日)

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した32.3%から平成29年1月1日に開始する連結会計年度及び平成30年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成31年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

なお、この税率変更による影響はありません。

(資産除去債務関係)

1. 当該資産除去債務の概要

本社の賃貸借契約に伴う原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を下記のように見積もっております。

本社	15年
----	-----

3. 当該資産除去債務の総額の増減

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

期首時点において、敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額は7,120千円であり、当連結会計年度末における金額は、上記金額に新規賃貸借契約に伴う影響額5,369千円を調整した12,489千円であります。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

期首時点において、敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額は12,489千円であり、当連結会計年度末における金額は、履行等による減少額7,120千円を調整した5,369千円であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業領域の核を「再生医療」として、国内・海外で再生医療支援事業、細胞シート再生医療事業の活動を展開していることから、「再生医療支援事業」及び「細胞シート再生医療事業」の2つを報告セグメントとしております。

「再生医療支援事業」では、温度応答性細胞培養器材等の研究開発・製造・販売を中心に行っており、「細胞シート再生医療事業」では、現在、細胞シート再生医療製品の研究開発を中心に行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1, 2, 3, 4, 5	連結財務諸 表計上額 (注)6
	再生医療支援 事業	細胞シート再 生医療事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	80,618	112,500	193,118	-	193,118
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	80,618	112,500	193,118	-	193,118
セグメント損失()	44,511	236,544	281,055	287,011	568,066
セグメント資産	51,892	815,073	866,966	1,622,572	2,489,538
セグメント負債	10,878	57,893	68,772	31,038	99,811
その他の項目					
減価償却費	1,167	4,357	5,525	3,928	9,453
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	-	222,780	222,780	22,851	245,632

(注)1 セグメント損失()の調整額 287,011千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に親会社本社の管理部門に係る費用であります。

2 セグメント資産の調整額1,622,572千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に親会社での余資運用資金及び管理部門に係る資産であります。

3 セグメント負債の調整額31,038千円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であります。全社負債は、主に親会社での未払金、及び未払法人税などであります。

4 減価償却費の調整額3,928千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に対するものであります。

5 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額22,851千円は、報告セグメントに帰属しない親会社本社の設備投資額であります。

6 セグメント損失()は、連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1, 2, 3, 4, 5	連結財務諸 表計上額 (注) 6
	再生医療支援 事業	細胞シート再 生医療事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	50,673	50,000	100,673	-	100,673
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	50,673	50,000	100,673	-	100,673
セグメント損失（ ）	87,520	1,029,929	1,117,449	296,424	1,413,874
セグメント資産	53,432	177,461	230,893	1,112,623	1,343,516
セグメント負債	11,731	121,039	132,770	46,296	179,067
その他の項目					
減価償却費	53	3,713	3,767	4,316	8,084
有形固定資産及び無形固定資産の増加 額	-	165	165	2,861	3,026

(注) 1 セグメント損失（ ）の調整額 296,424千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に親会社本社の管理部門に係る費用であります。

2 セグメント資産の調整額1,112,623千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に親会社での余資運用資金及び管理部門に係る資産であります。

3 セグメント負債の調整額46,296千円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であります。全社負債は、主に親会社での未払金、及び未払法人税などであります。

4 減価償却費の調整額4,316千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に対するものであります。

5 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,861千円は、報告セグメントに帰属しない親会社本社の設備投資額であります。

6 セグメント損失（ ）は、連結損益計算書の営業損失（ ）と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	欧州	アジア	米国	合計
60,985	18,881	450	112,801	193,118

(注) 1 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

欧州・・・デンマーク

アジア・・・韓国

3 売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Emmaus Medical Inc.	112,500	細胞シート再生医療事業
フナコシ(株)	22,970	再生医療支援事業
(学)東京女子医科大学	21,488	再生医療支援事業
Thermo Fisher Scientific Inc.	19,151	再生医療支援事業
和光純薬工業(株)	7,793	再生医療支援事業

当連結会計年度（自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	欧州	アジア	米国	合計
37,427	12,176	50,720	349	100,673

(注) 1 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

欧州・・・デンマーク

アジア・・・韓国、台湾

3 売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「その他」に含めておりました「アジア」は重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の「2．地域ごとの情報

(1) 売上高」の組替えを行っております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
MetaTech(AP) INC.	50,000	細胞シート再生医療事業
フナコシ(株)	21,812	再生医療支援事業
Thermo Fisher Scientific Inc.	12,176	再生医療支援事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	
1株当たり純資産額	267円73銭	1株当たり純資産額	124円56銭
1株当たり当期純損失金額()	61円56銭	1株当たり当期純損失金額()	154円94銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,389,727	1,164,448
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	11,097	16,688
(うち新株予約権)(千円)	(11,097)	(16,688)
普通株式に係る純資産額(千円)	2,378,629	1,147,760
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	8,884	9,214

2 1株当たり当期純損失金額

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失金額() (千円)	535,253	1,414,255
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失金額()(千円)	535,253	1,414,255
普通株式の期中平均株式数(千株)	8,695	9,127
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数4,010個) これらの概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権3種類(新株予約権の数3,150個) これらの概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

1. 第三者割当による第16回新株予約権(行使価格修正条項付)の発行

当社は、平成29年2月16日開催の取締役会及び平成29年2月17日の取締役会に代わる書面決議に基づき、第三者割当による第16回新株予約権(行使価格修正条項付)を割り当てる決議を行い、平成29年3月6日に新株予約権の第三者割当契約を締結し、新株予約権を発行いたしました。

(1)新株予約権の総数

2,200千個

(2)新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式2,200千株

(新株予約権1個当たり1株)

(3)新株予約権の払込金額

総額 6,600千円

(新株予約権1個当たり3円)

(4)新株予約権の払込日

平成29年3月6日

(5)行使価額及び行使価額の修正条件

当初行使価額 1株当たり510円

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行日翌日以降、発行日翌日(当日を含む。)から起算して5価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という)において売買立会が行われる日(以下「取引日」という)であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下「修正日」という)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下「価格算定期間」という)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額(以下「基準行使価額」という)(但し、当該金額が下限行使価額(283円)を下回る場合は下限行使価額とする。)に修正される。

また、いずれかの価格算定期間に本新株予約権の発行要項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。

当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を「市場混乱事由」と定義する。

当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合

取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)

当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらずのものとする。)

(6)行使期間

平成29年3月7日(当日を含む。)から平成30年8月7日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに(5)に記載の市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。

(7)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本件新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

本件新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8)募集又は割当方法

第三者割当の方法による

(9)割当先

Evolution Biotech Fund

(10)資金の用途

細胞培養施設運営資金

台湾での開発支援体制整備費用

再生医療支援事業関連仕入

運転資金

2. 第16回新株予約権の権利行使

当社が平成29年3月6日に発行した第16回新株予約権につき、平成29年3月7日から平成29年3月28日までの間に、以下のとおり行使されました。

(1)新株予約権行使の概要

新株予約権の名称
株式会社セルシード第16回新株予約権
行使価格
1株あたり510円～517円
行使新株予約権個数
550千個
行使者
Evolution Biotech Fund
交付株式数
550千株
行使価額総額
282,250千円

(2)当該新株予約権行使による発行済株式数及び資本金

増加する発行済株式数
550千株
増加する資本金の額
141,125千円

3.三顧股份有限公司(MetaTech(AP)Inc.)との事業提携契約の締結

当社は平成29年3月24日に、三顧股份有限公司(MetaTech(AP)Inc.)(本社:台湾新北市、代表者 胡立三、以下「MetaTech社」という。)に対して細胞シート再生医療事業に関する台湾での独占的事業提携契約を決議いたしました。

(1)契約締結の概要

当社は台湾での独占的な開発・製造・販売権を付与することを前提に、MetaTech社と細胞シート再生医療事業にかかる事業提携について合意したため、契約締結の決議をいたしました。

(2)契約の締結日(予定)

平成29年4月中

(3)契約の内容

食道再生上皮シート、軟骨再生シートを対象として、事業化のために必要な当社開発・製造関連データの情報パッケージや開発サポート等を提供します。

(4)契約の締結が業績に与える影響

本契約により最大12億5千万円程度の収益を計上する予定であり、別途、上市(販売)に至った際には、売上高に応じたロイヤリティ収入を計上する予定です。なお、収益の計上時期はMetaTech社の開発進捗に応じて変動します。

【連結附属明細表】

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	7,603	28,090	36,754	100,673
税金等調整前四半期(当期)純損失金額() (千円)	228,244	449,594	691,327	1,415,613
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失金額() (千円)	228,745	447,761	689,732	1,414,255
1株当たり四半期(当期)純損失金額() (円)	25.69	49.53	75.81	154.94

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額() (円)	25.69	23.87	26.26	78.63

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,527,822	976,838
売掛金	26,768	59,791
商品及び製品	12,962	28,640
貯蔵品	9,041	4,520
前払費用	10,931	15,006
未収消費税等	39,480	89,272
その他	1 12,238	982
流動資産合計	1,639,244	1,175,052
固定資産		
有形固定資産		
建物	18,920	21,781
機械及び装置	879	879
工具、器具及び備品	49,003	41,643
減価償却累計額	38,322	42,599
建設仮勘定	215,100	-
有形固定資産合計	245,580	21,704
投資その他の資産		
関係会社株式	245,561	-
関係会社出資金	291,154	101,226
その他	60,570	62,328
投資その他の資産合計	597,286	163,554
固定資産合計	842,867	185,259
資産合計	2,482,111	1,360,311
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,308	5,522
未払金	1 74,460	1 74,369
未払費用	7,364	12,153
未払法人税等	950	6,169
前受金	9,999	62,544
預り金	9,099	11,847
その他	2,567	4,979
流動負債合計	110,749	177,587
固定負債		
その他	-	2,904
固定負債合計	-	2,904
負債合計	110,749	180,491

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,852,583	2,969,436
資本剰余金		
資本準備金	74,380	191,233
資本剰余金合計	74,380	191,233
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	566,497	1,997,336
利益剰余金合計	566,497	1,997,336
自己株式	201	201
株主資本合計	2,360,263	1,163,131
新株予約権	11,097	16,688
純資産合計	2,371,361	1,179,819
負債純資産合計	2,482,111	1,360,311

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
売上高	193,118	100,673
売上原価	43,218	19,855
売上総利益	149,900	80,818
販売費及び一般管理費	1,271,907	1,214,907
営業損失()	565,006	1,409,902
営業外収益		
受取利息	706	179
補助金収入	5,552	9,258
その他	812	2,141
営業外収益合計	7,070	11,579
営業外費用		
為替差損	1,076	13,354
株式交付費	-	1,486
支払手数料	3,967	-
営業外費用合計	5,044	14,840
経常損失()	562,979	1,413,163
特別利益		
関係会社整理益	-	5,523
特別利益合計	-	5,523
特別損失		
関係会社整理損	-	24,557
特別損失合計	-	24,557
税引前当期純損失()	562,979	1,432,196
法人税、住民税及び事業税	950	1,210
法人税等調整額	2,567	2,567
法人税等合計	3,517	1,357
当期純損失()	566,497	1,430,838

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	5,310,466	5,290,466	-	5,290,466	7,822,730	7,822,730	201	2,778,001	
当期変動額									
新株の発行（新株 予約権の行使）	74,380	74,380		74,380				148,760	
減資	2,532,263	5,290,466	7,822,730	2,532,263				-	
欠損填補			7,822,730	7,822,730	7,822,730	7,822,730		-	
当期純損失（ ）					566,497	566,497		566,497	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	2,457,883	5,216,086	-	5,216,086	7,256,232	7,256,232	-	417,737	
当期末残高	2,852,583	74,380	-	74,380	566,497	566,497	201	2,360,263	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	2,778,001
当期変動額		
新株の発行（新株 予約権の行使）		148,760
減資		-
欠損填補		-
当期純損失（ ）		566,497
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	11,097	11,097
当期変動額合計	11,097	406,640
当期末残高	11,097	2,371,361

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,852,583	74,380	-	74,380	566,497	566,497	201	2,360,263	
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	116,853	116,853		116,853				233,706	
当期純損失（ ）					1,430,838	1,430,838		1,430,838	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	116,853	116,853	-	116,853	1,430,838	1,430,838	-	1,197,132	
当期末残高	2,969,436	191,233	-	191,233	1,997,336	1,997,336	201	1,163,131	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	11,097	2,371,361
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		233,706
当期純損失（ ）		1,430,838
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,590	5,590
当期変動額合計	5,590	1,191,542
当期末残高	16,688	1,179,819

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(1) 商品

先入先出法

(2) 製品

総平均法

(3) 貯蔵品

先入先出法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（ただし、建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

機械及び装置 12～17年

工具、器具及び備品 3～15年

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの運用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収消費税等」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた51,718千円は、「未収消費税等」39,480千円、「その他」12,238千円として組み替えております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
短期金銭債権	1,836千円	- 千円
短期金銭債務	14,899千円	5,452千円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
営業取引による取引高		
研究開発費	45,319千円	19,931千円

2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度6.7%、当事業年度3.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度93.3%、当事業年度96.6%であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
役員報酬	78,390千円	77,190千円
給与手当	52,179千円	63,726千円
賞与	25,760千円	29,915千円
研究開発費	327,855千円	1,066,581千円
支払報酬	36,686千円	37,221千円
特許関連費	52,238千円	56,838千円

(有価証券関係)

関係会社株式及び関係会社出資金(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社出資金101,226千円、前事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式245,561千円、関係会社出資金291,154千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
(繰延税金資産)		
減価償却	63,331千円	222,289千円
税務上の繰越欠損金	2,007,136千円	2,220,525千円
業務委託費	24,084千円	-千円
その他	6,307千円	3,413千円
小計	2,100,859千円	2,446,229千円
評価性引当額	2,100,859千円	2,446,229千円
繰延税金資産合計	-千円	-千円
(繰延税金負債)		
未収事業税	2,567千円	-千円
繰延税金負債(流動)合計	2,567千円	-千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(平成27年12月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度(平成28年12月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業

年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成29年1月1日に開始する事業年度及び平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

なお、この税率変更による影響はありません。

(重要な後発事象)

1. 第三者割当による第16回新株予約権(行使価格修正条項付)の発行

当社は、平成29年2月16日開催の取締役会及び平成29年2月17日の取締役会に代わる書面決議に基づき、第三者割当による第16回新株予約権(行使価格修正条項付)を割り当てる決議を行い、平成29年3月6日に新株予約権の第三者割当契約を締結し、新株予約権を発行いたしました。

(1)新株予約権の総数

2,200千個

(2)新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式2,200千株

(新株予約権1個当たり1株)

(3)新株予約権の払込金額

総額 6,600千円

(新株予約権1個当たり3円)

(4)新株予約権の払込日

平成29年3月6日

(5)行使価額及び行使価額の修正条件

当初行使価額 1株当たり510円

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行日翌日以降、発行日翌日(当日を含む。)から起算して5価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という)において売買立会が行われる日(以下「取引日」という)であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下「修正日」という)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下「価格算定期間」という)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額(以下「基準行使価額」という)(但し、当該金額が下限行使価額(283円)を下回る場合は下限行使価額とする。)に修正される。

また、いずれかの価格算定期間に本新株予約権の発行要項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。

当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を「市場混乱事由」と定義する。

当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合

取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)

当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらずのものとする。)

(6)行使期間

平成29年3月7日(当日を含む。)から平成30年8月7日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに(5)に記載の市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。

(7)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本件新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

本件新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8)募集又は割当方法

第三者割当の方法による

(9)割当先

Evolution Biotech Fund

(10)資金の用途

細胞培養施設運営資金

台湾での開発支援体制整備費用

再生医療支援事業関連仕入

運転資金

2. 第16回新株予約権の権利行使

当社が平成29年3月6日に発行した第16回新株予約権につき、平成29年3月7日から平成29年3月28日までの間に、以下のとおり行使されました。

(1)新株予約権行使の概要

新株予約権の名称
株式会社セルシード第16回新株予約権
行使価格
1株あたり510円～517円
行使新株予約権個数
550千個
行使者
Evolution Biotech Fund
交付株式数
550千株
行使価額総額
282,250千円

(2)当該新株予約権行使による発行済株式数及び資本金

増加する発行済株式数
550千株
増加する資本金の額
141,125千円

3.三顧股份有限公司(MetaTech(AP)Inc.)との事業提携契約の締結

当社は平成29年3月24日に、三顧股份有限公司(MetaTech(AP)Inc.)(本社:台湾新北市、代表者 胡立三、以下「MetaTech社」という。)に対して細胞シート再生医療事業に関する台湾での独占的事業提携契約を決議いたしました。

(1)契約締結の概要

当社は台湾での独占的な開発・製造・販売権を付与することを前提に、MetaTech社と細胞シート再生医療事業にかかる事業提携について合意したため、契約締結の決議をいたしました。

(2)契約の締結日(予定)

平成29年4月中

(3)契約の内容

食道再生上皮シート、軟骨再生シートを対象として、事業化のために必要な当社開発・製造関連データの情報パッケージや開発サポート等を提供します。

(4)契約の締結が業績に与える影響

本契約により最大12億5千万円程度の収益を計上する予定であり、別途、上市(販売)に至った際には、売上高に応じたロイヤリティ収入を計上する予定です。なお、収益の計上時期はMetaTech社の開発進捗に応じて変動します。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物	18,920	2,861	-	3,344	18,436	3,344
	機械及び装置	-	-	-	-	-	879
	工具、器具及び備品	11,560	165	4,076	4,381	3,267	38,375
	建設仮勘定	215,100	341,676	556,776	-	-	-
	計	245,580	344,702	560,852	7,726	21,704	42,599

(注) 1. 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

建物 本社 電気設備工事等 2,861千円

建設仮勘定 本社 CPC建設費用 340,430千円

2. 当期減少額の主なものは次のとおりであります。

建設仮勘定 本社 研究開発費への振替 555,530千円

本社 工具、器具及び備品への振替 165千円

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3カ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 電子公告掲載URL： http://www.cellseed.com/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できないものと定款で定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度 第15期（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）平成28年3月30日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成28年3月30日関東財務局長に提出。
- (3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書
第16期第1四半期（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）平成28年5月16日関東財務局長に提出。
第16期第2四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）平成28年8月15日関東財務局長に提出。
第16期第3四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）平成28年11月14日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成28年4月1日関東財務局長に提出。
- (5) 有価証券届出書（組込方式）及びその添付書類
平成29年2月17日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年3月29日

株式会社セルシード

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡	田	雅	史
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐	野	明	宏
--------------------	-------	---	---	---	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシード及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年2月16日開催の取締役会及び平成29年2月17日の取締役会に代わる書面決議に基づき、第三者割当による第16回新株予約権（行使価格修正条項付）を割り当てる決議を行い、平成29年3月6日に新株予約権の第三者割当契約を締結し、新株予約権が発行され、その一部が権利行使されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セルシードの平成28年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社セルシードが平成28年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 3月29日

株式会社セルシード

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡	田	雅	史
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐	野	明	宏
--------------------	-------	---	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシードの平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年2月16日開催の取締役会及び平成29年2月17日の取締役会に代わる書面決議に基づき、第三者割当による第16回新株予約権（行使価格修正条項付）を割り当てる決議を行い、平成29年3月6日に新株予約権の第三者割当契約を締結し、新株予約権が発行され、その一部が権利行使されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。